

答 申

1 審査会の結論

諮問第142号案件「令和4年8月26日付け第46号個人情報等一部開示決定」について、一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件の審査請求は、令和4年10月13日付けで審査請求人(以下「請求人」という。)から世田谷区長に対し審査請求書が提出され、同日に受理された。

本件審査請求の趣旨は、世田谷区個人情報保護条例(平成4年3月世田谷区条例第2号。以下「条例」という。)に基づき、請求人が行った国保滞納システム(国民健康保険料の滞納にかかる個人情報等を集約しているデータベース)に記録されている請求人の個人情報に関する個人情報等開示請求(令和4年度受付第46号。以下「本件請求」という。)に対し、世田谷区長が令和4年8月26日付けで行った一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)のうち、非開示部分のすべての開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

請求人が、審査請求書及び反論書によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

- ①国保滞納システム画面にプログラムの技術的な内容やソースが記載されているとしても、その部分のみを黒塗りにして一部開示すべきである。また、そういった情報が記載されていないならば、委託先事業者の技術的な情報ではないと思われるので、全部の開示を求める。
- ②処分庁は、本件非開示部分につき、国保滞納システムを開発した事業者の意見を根拠に、開示することで「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある(条例第21条第4号に規定する非開示情報に該当する)」と主張するが、法的保護に値する蓋然性を具体的に主張しておらず、処分庁の非開示理由ないし弁明は不十分である。

3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、本件非開示部分が条例第21条第4号に該当するとして本件処分を行った。実施機関が、本件処分について、弁明書及び口頭等による説明で主張している主な内容は、次のとおりに要約される。

- (1) 条例第21条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報等に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報等を開示しなければならない。」と規定しており、同条の規定は開示請求時の保有個人情報等の原則開示を求めている。

- (2) しかしながら、条例第21条第4号は、例外的に非開示となる情報として、

「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と規定している。なお、この「おそれがある」については、一般に、単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が認められなければならないと解されている。

(3) これを本件処分についてみると、開示しない部分である「国保滞納システムにおける、請求者の郵便番号、電話番号、生年月日、性別及び納付状況が記載された画面（電磁的記録）」には、外部委託により構築された国保滞納システムの機能、画面構成等が詳細に記載されているところ、これらは委託先事業者のシステム構築における専門的な技術等に関する情報であり、開示することにより当該事業者の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」といえる。

このため、当該事業者の秘密情報に該当するこれらの情報は、当該事業者の承諾なくして開示することはできず、当該委託契約の契約書上もその旨明記されている。

(4) 請求人は国保滞納システム画面に、プログラムの技術的な内容やソースが記載されているとしても、その部分のみを黒塗りにして一部開示すべきであると主張するが、(3)に述べたとおり、当該画面には国保滞納システムの機能、画面構成等が詳細に記載されているので、「プログラムの技術的な内容やソース」が記載されているか否かにかかわらず、開示することはできない。

(5) 請求人は、プログラムの技術的な内容やソースが「記載されていないならば、委託先事業者の技術的な情報ではないと思われるので、全部の開示を求める」と主張するが、(3)に述べたとおり、当該画面には国保滞納システムの機能、画面構成等が詳細に記載されているので、開示することはできない。

(6) 以上のことから、本件処分は条例に基づき適正に決定されており、違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(7) 上記の考えに基づき本件処分を行ったものの、本件処分により非開示とした部分の一部については、公にすることにより、国民健康保険料の収納事務における事務処理や留意事項等の詳細な内容が明らかとなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本来であれば条例第21条第7号に規定する行政運営情報に該当するとして非開示とすべきであった。また、本件非開示部分には法人情報に当たる部分と行政運営情報に当たる部分が混在しており、開示部分と非開示部分を切り分けることは困難であることから、全部非開示扱いとすべきである。

4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、次のように判断する。

(1) 本件審査請求対象文書について

本件請求に係る開示請求書には、「国保滞納システムから出力されたもの又は

システム画面のコピー 別紙の内容のもの」との記載がある。この別紙は、実施機関から請求人に対し、本件処分の際にシステムに記録された請求人の個人情報等をワードの文書に転記し、情報提供したものであり、当該別紙には国保滞納システムに記録されている請求人の個人情報が記載されている。そのため、実施機関は、国保滞納システムから出力された分割納付計画書及び交渉経過記事（詳細）並びに国保滞納システムの画面の3点の電磁的記録を本件請求の対象文書としている。審査請求書によると、請求人は一部開示決定通知書別紙の1（3）「国保滞納システムにおける、請求者の郵便番号、電話番号、生年月日、性別及び納付状況が記載された画面（電磁的記録）」のすべてを開示することを求めている。

したがって、本件審査請求対象文書は、「国保滞納システムにおける、請求者の郵便番号、電話番号、生年月日、性別及び納付状況が記載された画面（電磁的記録）」の1点と認められる。

なお、審査会が本件審査請求対象文書をインカメラ審理によって実際に見分したところ、実施機関が請求人に対し、本件請求前に情報提供を行った国保滞納システムに記録されている請求人の個人情報、すなわち、請求人の郵便番号、電話番号、生年月日、性別及び納付状況は、本件審査請求対象文書に記載されている請求人の個人情報と相違ないことを確認した。

（2）条例第21条第4号該当性について

条例第21条第4号は、開示請求に係る保有個人情報等に「法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が含まれている場合には、「法人情報」として、当該保有個人情報等を非開示とすることを定めている。

また、同号ただし書では、当該非開示情報のうち、例外的に開示できる情報として、「イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」「ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」及び「ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」と規定している。

審査会が本件審査請求対象文書を見分したところ、本件審査請求対象文書には、画面構成等の委託先事業者のシステム構築における専門的な技術等に関する情報と理解できるものが記載されていることを確認した。すなわち、国保滞納システムは、国保滞納システムを開発した法人が、実施機関の国民健康保険料の収納事務の処理に当たって継続的な運用、保守等により構築されてきたものであると考えられ、本件審査請求対象文書には当該法人に帰属する権利が含まれていると考えられる。

以上より、これらの情報は、開示することにより当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本件審査請求対象文書は条例第21条第4号に該当すると認められる。

さらに、本件審査請求対象文書は、条例第21条第4号ただし書イ、ロ及びハ

のいずれにも該当しないと認められる。

(3) 条例第21条第7号該当性について

実施機関からは、本件審査請求対象文書の一部について、条例第21条第7号にも該当するとして非開示とすべきであったとの主張があった。理由の追完は、理由の提示の機能に鑑み安易に認めるべきではないが、条例第21条第4号及び同条第7号該当性は、双方とも本件審査請求対象文書の性質に依拠するものであることから、審査会は、その点についても審査を行った。

条例第21条第7号は、開示請求に係る保有個人情報等に「実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」が含まれている場合には、「行政運営情報」として、当該保有個人情報等を非開示とすることを定めている。

そして、同号は前述の「次に掲げるおそれ」として「イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」「ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」「ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」及び「ニ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」を規定している。

審査会が本件審査請求対象文書を見分したところ、本件審査請求対象文書には、国民健康保険料の収納事務における事務処理や留意事項等の詳細な内容が記載されていることを確認した。また、上記4(2)で述べたことから、法人情報でもある本件審査請求対象文書を開示することにより、国保滞納システムの委託先事業者との信頼関係を害し、今後当該システムの運用、保守等の継続が困難になるなど、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。よって、本件審査請求対象文書の一部は、条例第21条第7号に該当すると認められる。

(4) 非開示部分の容易区分性について

条例第22条第1項は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報等の一部に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示情報の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない」と定めている。

本件審査請求対象文書には、請求人の個人情報の部分、法人情報に該当する部分及び行政運営情報に該当する部分が混在しており、開示部分と非開示部分を切り分けることは困難であるので、上記「非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ」ない場合にあたり、審査請求対象文書の全てを非開示とした実施機関の処分は妥当である。

よって、本件審査請求対象文書を非開示とする判断は、妥当である。

したがって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
令和5年2月2日	・ 審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。 （諮問第142号）
令和5年11月6日	（令和5年度第6回審査会） ・ 事務局から経過概要の説明を受けた。 ・ 実施機関から説明を受けた。 ・ 諮問事項を審査した。
令和6年1月15日	（令和5年度第8回審査会） ・ 引き続き諮問事項を審査した。
令和6年2月6日	（令和5年度第9回審査会） ・ 引き続き諮問事項を審査した。
令和6年6月24日	（答申第142号） ・ 審査庁（世田谷区長）に答申した。

世田谷区行政不服審査会

会長 牛嶋 仁
 副会長 大林 啓吾
 委員 石田 若菜
 委員 白石 裕美子
 委員 松村 武志